

いなべ市議会基本条例【逐条解説入り】

平成29年3月
いなべ市議会

前文

いなべ市議会は、いなべ市民によって選ばれた議員により構成された合議制の機関であり、同じく市民によって選ばれたいなべ市長とともに二元代表制の下、緊張関係を保ちながら市民の負託と信頼に応える重要な役割と責任を負っている。また、地方分権の進展に伴い、自治体の自主的決定と責任範囲が拡大され、議会が果たすべき役割が更に求められている。

故に、議会は議決機関として、執行機関に対する監視及び評価機能を発揮するため、議員間で公平かつ適正な議論を尽くすとともに、議決責任を強く認識し、真の地方自治の実現を目指すものである。

そこで、市民に開かれた議会として活動理念を明らかにし、自ら継続的に議会改革に取り組むことにより、市民の福祉の増進及び公平かつ公正な市政の発展を図ることを決意し、ここに議会の最高規範として、「いなべ市議会基本条例」を制定する。

【趣旨】

前文は、いなべ市議会基本条例制定に至った背景や決意を表明しています。

【解説】

- 日本国憲法第93条第1項では、「地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議決機関として議会を設置する。」とあり、同条第2項では、「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。」と定められています。
- 市長と議会は、対等な立場で緊張関係を保持しながら、市民の負託と信頼に応える重要な役割と責任を負っています。
- 議会は、自らが果たすべき役割や責任を認識し、市民の福祉の増進及び市政の発展に全力で取り組む決意を示し、議会における最高規範（議会運営の根本となるもの）として本条例を制定すると明記しています。

【用語】

※市民

本条例でいう市民は、以下の定義とします。

- ・市の区域内に居住する個人
- ・市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ・市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する個人
- ・市の区域内に存する学校に在学する個人

※合議制の機関

市長が「独任制」であるのに対し、議会は複数の議員で構成する「合議制」の機関です。

※二元代表制

地方公共団体(市)において、市長と議会の議員それぞれを市民が直接選挙で選ぶ制度です。一方、国は、選挙で選ばれた国会議員がその中で首相を選ぶ議院内閣制です。

※議決機関

日本国憲法では「議事機関」、地方自治法では「議決機関」といい、どちらも条例の制定その他、地方公共団体の行政運営の基本的事項について審議し、決定する権能を有する地方公共団体の機関で、議会を指します。

本条例では「議決機関」として、議会が議決、調査、検査その他の権限を行使する機関であるとしています。

※真の地方自治

住民自らが地域のことを考え、地域のことを決めていくことにより、その地域の実情に応じた地方自治の本旨を実現することです。

※地方自治の本旨

憲法第92条、地方自治法第1条などで定められています。

地方自治の本旨は、国から独立した団体が、自らの権限と責任において地方の行政を行う「団体自治」と住民の意思と責任に基づいて地方の行政を行う「住民自治」があり、この2つの要素から成り立ちます。

※市民の福祉の増進

地方自治法第1条の2で地方公共団体の役割について「住民の福祉の増進を図ることを基本として、」と定めています。

本条例において、住民の福祉の増進とは市民生活の向上を指します。

【参考条文】

※日本国憲法第92条

地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

※日本国憲法第93条

地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

- ② 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

※地方自治法第1条

この法律は、地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。

※地方自治法第1条の2

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則等の基本的事項を定めることにより、市民の福祉の増進及び公平かつ公正な市政の発展に寄与することを目的とする。

【趣旨】

本条は、いなべ市議会基本条例を制定する目的について定めています。

【解説】

市民の代表である議員で構成する議会が、市民の福祉の増進及び公平かつ公正な市政の発展に寄与することを、この条例の目的としています。

(基本理念)

第2条 いなべ市議会（以下「議会」という。）は、二元代表制の下、いなべ市民（以下「市民」という。）の代表としての自覚と誇りを持ち、その負託と信頼に応え、公平かつ適正な議論を尽くすとともに、議決責任を強く認識し、真の地方自治の実現を目指すものとする。

【趣旨】

本条は、議会としての基本的な姿勢や考え方について定めています。

【解説】

前文を踏まえ、議員一人一人が市民の代表であることの自覚と誇りを持って、議会で公正かつ適正な議論を尽くした上で議案を議決することの責任を強く認識し、地方分権にふさわしい地方自治の本旨を実現することを目指します。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、市民の代表として、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会運営の公平性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を実現するため、情報提供を積極的に行うこと。
- (2) 市民に対する説明責任を十分に果たすよう、分かりやすい説明に努めること。
- (3) 市民の多様な意見を的確に把握するとともに議員間討議を活性化することにより、市政に関する政策立案及び政策提言に積極的に努めること。
- (4) 市の政策決定及びいなべ市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の事務の執行に関し、監視と評価を行うこと。

【趣旨】

本条は、議会の役割を果たすため、議会の基本的な活動原則について定めています。

【解説】

- (1) 議会は、公平、公正な議会運営を行うとともに、その活動状況を積極的に公開することで透明性を確保します。
- (2) 市政の課題や議案、請願、陳情等の審議内容及び結果について、市民へ分かりやすい説明を行い、説明責任を果たします。
- (3) 様々な機会を通して市民の意見を把握し、議員間討議を尽くした上で政策立案や政策提言を行います。
- (4) 議会は、議決を行う前提として、検査、調査や議会審議などを通じて執行機関の事務を監視するとともに、事務の執行について、その成果や課題対応などに対する評価を行います。

【用語】

※請願

市民が、国又は地方公共団体等の公共団体に対し、それらが所管する事項に関し、一定の措置をとるよう、あるいはとらないよう希望し、申し出ることです。

※陳情

国又は地方公共団体等の公の機関に対し、一定の事項に関して利害関係のある者が、その事実を訴えて、相当の措置を要望する事実上の行為のことをいいます。

※政策提言

市長から提案された政策等について、議会としての考えや意見を述べたり、書面を市長へ提出したりすることです。

(議会の災害時対応)

第4条 議会は、大規模災害等から、市民の生命、身体及び財産を保護し、並びに市民生活の平穩を確保するため、効果的かつ機動的な活動が図られるよう議会としての体制の整備に努めるものとする。

2 議会は、災害等の不測の事態が発生し、またそのおそれがあるときは、必要に応じて災害対策本部と情報を共有するものとする。

【趣旨】

本条は、大規模災害や非常事態における議会の対応、体制について定めています。

【解説】

- 第1項 議会は、大規模災害や非常事態から市民の生命、生活を守るため、非常時においても議会の機能を維持するための体制整備に努めるものです。
- 第2項 議会は、非常事態が発生した場合においても、迅速に対応するため、災害対策本部と情報を共有します。
- 非常時の対応については、議会の対応要領を定めています。

(議員の活動原則)

第5条 議員は、議会を構成する一員として、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 市民の代表としての責任を自覚し、市民の福祉の増進並びに公平かつ公正な市政の発展を図るため、自由闊達な討議を尊重して議会の合意形成に努めること。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握するとともに、日常の調査及び研修活動を通じて、自らの資質の向上に努めること。
- (3) 議会活動を最優先するよう努めること。

【趣旨】

本条は、議員としての職責を果たすため、議員の基本的な活動原則について定めています。

【解説】

- (1) 議員は、その職責をもって市民の福祉の増進並びに公平かつ公正な市政の発展を図るため、議員相互の自由闊達な議論を重視し、その議論の中で争点になったことについて、相互の意見の一致を見いだすことに努め、政策立案及び政策提言につなげます。
- (2) 議員は、市民の様々な意見、要望を把握するとともに、市政に反映させるためにも、自らの調査、研究能力を高めます。
- (3) 議員は、日頃から議会活動を最優先に活動します。

(会派)

第6条 議員は、議会活動を円滑に実施するため、政策を中心とした理念を共有する議員で会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策立案及び政策提言のために調査研究に努めるものとする。
- 3 会派は、必要に応じて会派間で調整を行い合意形成に努めるものとする。
- 4 議長は、必要に応じて会派代表者会議を開催することができる。

【趣旨】

本条は、会派の定義、役割について定めています。

【解説】

- 第1項 議員は、政策を中心とした同じ主義、主張を持つ議員で会派を結成することができることを定めています。
- 第2項 会派は、政策集団として積極的に調査、研究を重ね、政策立案や政策提言を行うことを定めています。
- 第3項 会派は、政策立案や政策提言について会派間で調整を行い、より良い政策提案が実現するよう努めます。
- 第4項 議長は、より円滑な議会運営を行うため、必要に応じ会派代表者会議を開催することができます。

【用語】

※会派

議会内に結成された議員の同志的集合体のことをいいます。

※合意形成

議論を通じて、議員相互の意見の一致を図る過程（行為）のことをいいます。

第3章 議会と市民の関係

(会議の公開)

第7条 議会は、秘密会を除く全ての会議を原則として公開とする。

【趣旨】

本条は、会議の公開について定めています。

【解説】

- 議会は、市民に開かれたものとするため、本会議はもとより、常任委員会、特別委員会及びいなべ市議会会議規則第173条に規定する協議等の場（全員協議会、議会広報編集委員会）を公開します。

ただし、秘密会の手続を経た場合は、非公開となります。（それぞれの委員会の役割について

は、下記の【用語】を参照)

【用語】

※秘密会

秘密会は、非公開で行う議会の会議のことをいいます。秘密会として想定されるものは、地方公共団体の秘密に属する事項、議員又は住民の一身上に関わる審議の場合など、必要最小限にとどめられます。

※本会議

全議員で構成する議会の会議。地方自治法上は「会議」又は「議会の会議」と規定されています。議会としての権限、能力は、本会議に認められており、法律上要求される議会の議決、同意、決定、承認、採択等は、この本会議で行わなければ法的な効力は生じません。

※委員会

議会の内部組織として、本会議における審議の予備的審査、調査機関として設置される委員会のことをいいます。委員会の種類は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会があります。

※常任委員会

議会が条例で設置する委員会のうち、市が執行する事務に関する調査及び議案、請願等の審査を行わせる委員会のことをいいます。

※議会運営委員会

円滑な議会運営を期すため、議会運営の万般について、協議し、意見調整を図る場として設置された委員会のことをいいます。

※特別委員会

常任委員会及び議会運営委員会のほかに、特定の事件を審査するために設置された委員会です。

※全員協議会

議会議員の全員が会議室に集合し、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整するために開かれる会議のことをいいます。全員協議会は、地方自治法第100条第12項の規定に基づき会議規則の定めるところにより設けられたものです。

※議会広報編集委員会

主に議会だよりの編集を行う会議。上記の全員協議会と同じくいなべ市議会会議規則の定めるところにより設けられたものです。

(情報の発信及び共有)

第8条 議会は、市民と情報を共有するため、多様な広報手段を活用し、積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、議案に対する議決の結果及び各議員の表決を公開しなければならない。

【趣旨】

本条は、議会の情報を広く発信すること、市民と情報を共有することとし、説明責任を果たすことを定めています。

【解説】

○第1項 議会は、より開かれた議会を目指すため、会議の中継や議会だより、ホームページなど多様な媒体を活用して積極的に情報発信を行います。

○第2項 議案の議決結果とともに、各議員の賛否の状況を公開します。

(市民参加及び連携)

第9条 議会は、公聴会制度及び参考人制度を活用して、議案審議及び審査に反映させるように努めるものとする。

2 議会は、請願及び陳情の審査に当たっては、その趣旨を理解するため、請願者又は陳情者の意見を聴く機会を設けることができる。

3 議会は、市民の意見を政策立案及び政策提言に反映させるため、市民及び団体との意見交換の場を設けることができる。

【趣旨】

本条は、議会への市民参加や市民との連携を行い、政策へ意見を反映させる機会について定めています。

【解説】

○第1項 議会は、議案の審議、政策立案や政策提言において、市民や学識経験者などの意見を聴き、その審議及び審査に反映することを定めています。

○第2項 請願や陳情の審議に際して、委員会において、必要に応じて提出者の意見を聴くことを定めています。

○第3項 議会は、市民の意見を政策立案及び政策提言に反映させるため、意見交換の場を設けて市民参画の機会を確保します。

【用語】

※公聴会

公の機関が一定の事項について判断し、又は決定する場合に、広く利害関係者又は学識経験者等の意見を聴き、その参考にするために設けられた制度です。

※参考人

議会が本会議又は委員会において、地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときに出頭を求め、これに応じて本会議又は委員会に出頭して意見を述べる人です。

（議会報告会）

第10条 議会は、議決責任を深く認識し、市民に説明責任を果たすため議会報告会を開催するものとする。

【趣旨】

本条は、議会が意思決定したことについて責任を持ち、説明責任を果たすため議会報告会を開催することについて定めています。

【解説】

- 議会は、議会で審議したことについて、その審議経過と結果を市民に直接説明し、報告する機会として、議会報告会を開催します。
- 議会報告会の運営については、運営要領を定めています。

第4章 議会と執行機関の関係

（市長等との関係）

第11条 議会は、二元代表制の下、市長等と常に緊張ある関係を保持し、事務の執行の監視と評価を行うとともに、政策立案や政策提言を通じて、公平かつ公正な市政の発展に取り組むものとする。

【趣旨】

本条は、議会と市長等との関係について定めています。

【解説】

市民によって直接選挙で選ばれた市長と議員は、それぞれが市民の代表であり、その議員で構成された議会と市長等（市長及びその他の執行機関）は政策論議を尽くす必要があります。

また議会は、市長等が円滑かつ適正な事務の執行を行っているかについて調査・監視及び執行に対する審議・評価を行います。必要なものについては、政策立案や政策提言を図り、公平かつ公正な市政の発展に取り組みます。

(政策等の説明要求)

第12条 議会は、市長が提案する重要な政策、計画、事業等（以下「政策等」という。）について、政策等の形成過程の透明性を図り、議会における論点を明確にするため、次に掲げる事項について、明らかにするように求めるものとする。

- (1) 政策等の提案に至った背景、目的及び効果
- (2) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (3) 総合計画等における位置付け
- (4) 関係する法令、条例、規則等
- (5) 政策等の実施に係る財源措置及び費用
- (6) 前各号に掲げるもののほか、議会が必要とする情報

【趣旨】

本条は、議会が意思決定の職責を果たすため、審議に必要となる説明及び資料の提出を求めることについて定めています。

【解説】

市長が提案する重要な政策、計画、事業などに対し、議会において十分に審議するため、その提案に至った経緯、目的や効果などについて、議会に対しより明確な説明を行うよう求めるものです。

(予算及び決算における政策説明)

第13条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、市長等に対し、施策別又は事業別の分かりやすい説明及び資料の提出を求めるものとする。

【趣旨】

本条は、予算、決算の認定について、審議に必要となる説明及び資料の提出を求めることについて定めています。

【解説】

予算、決算の審議に当たっては、多岐にわたる事業を細部にわたって審議するため、市長等に対し分かりやすい説明及び資料の提出を求めるものです。

(資料請求)

第 14 条 議会は、市政の調査及び研究並びに会議における討議に資するため、市長等に対し、その執行する事務に関する資料の提出を求めることができる。

【趣旨】

本条は、市の事務に関する保管資料を議会へ提出することについて定めています。

【解説】

議員は、市政の調査及び研究、会議における討議のため、市長等に対し、その執行する事務に関する資料の提出を求めるものです。

議員は、議長へ資料請求を求め、議長は必要と認められたものについて市長へ請求します。

(質問等)

第 15 条 議員は、会議において質問又は質疑（以下「質問等」という。）を行うに当たっては、当該質問等の趣旨を明確にしなければならない。

2 会議における質問等は、一問一答方式で行うものとする。

3 議会は、閉会中に緊急を要する事案が発生した場合、議長と協議の上、市長等に対し文書で質問を行い、文書による回答を求めることができる。

【趣旨】

本条は、質問等について、市民にわかりやすくするため、趣旨を明確にし、その質問等を一問一答で行うことについて定めています。

【解説】

○第 1 項 議員は、質問及び質疑の趣旨を明確にし、市民にわかりやすい質問及び質疑を行います。

○第 2 項 本会議で行う一般質問、代表質問及び総括質疑並びに委員会で行う質疑は、一問一答方式で行います。

○第 3 項 質問及び質疑は会期中（議会が議案を審議する期間）にしかできませんが、それ以外の期間（閉会中）に、緊急を要する事案が発生した場合、市長等に対し文書により質問を行い、回答を求めます。

【用語】

※質問

議員が市政全般について、その執行状況、方針等を市長等に対して質問することをいいます。

一般質問は、定例会の会期中に行われ、議会に提出された議案とは関係なく行われます。

代表質問は、毎年3月定例会において市長が表明する施政方針に対し、会派を代表して各会派1名が質問します。

※質疑

議題となっている議案などについて、疑義をたずためるための発言のことで、質疑は、議案などの不明確な点を明らかにするため行うもので、自己の意見を述べることはできません。

(確認機会の付与)

第16条 市長等は、会議における質問等に対して、議長又は委員長の許可を得て答弁に必要な範囲内で当該質問等の趣旨を確認するための発言をすることができるものとする。

【趣旨】

本条は、議員が行う質問等に対して、市長等が質問等の趣旨を確認するための発言ができることについて定めています。

【解説】

市長等の答弁者は、議員からの質問等に対して的確な答弁が行えるよう、その質問等の趣旨を確認するための発言ができるものとし、

(監視及び評価)

第17条 議会は、市長等の事務の執行が適正かつ公平性及び効率性をもって行われているか監視し、及び評価するとともに、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう促すものとする。

2 議会は、議決機関としての機能強化のため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項の規定により積極的に議決事件の範囲の拡大に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、市の事務の執行に対する議会の監視及び評価機能について定めています。

【解説】

○第1項 議会は、市長等の事務の適正な執行を確保するため、事務の執行について厳正に監視及び評価をすることを議会の責任として定めています。また、その監視及び評価の結果、是正すべきものについては、政策立案、政策提言を通して措置を講じます。

○第2項 議会は、意思決定（議決）を行う機関として、市政に関する重要な政策等について議会の議決事項とすることにより、市長等の事務の執行を監視するとともに政策形成過程の透明化を図り、市政の重要事項が市民により分かるようにするものです。

いなべ市議会は、「定住自立圏構想推進要綱に定める定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は廃止を求める旨の通告をすること。」を議決事件として条例で定めています。

【参考】

※地方自治法第96条

普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- 一 条例を設け又は改廃すること。
- 二 予算を定めること。
- 三 決算を認定すること。
- 四 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。
- 五 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。
- 六 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。
- 七 不動産を信託すること。
- 八 前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。
- 九 負担付きの寄附又は贈与を受けること。
- 十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。
- 十一 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。
- 十二 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起(普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決(行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分又は同条第三項に規定する裁決をいう。以下この号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において同じ。))に係る同法第十一条第一項(同法第三十八条第一項(同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。))又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟(以下この号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。)に係るものを除く。)、和解(普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。)、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

十三 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

十四 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。

十五 その他法律又はこれに基づく政令(これらに基づく条例を含む。)により議会の権限に属する事項

② 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件(法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとするのが適当でないものとして政令で定めるものを除く。)につき議会の議決すべきものを定めることができる。

(議会意見の尊重)

第18条 市長等は、予算及び政策形成過程において、議会で集約された意見を最大限尊重するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、議会で集約された意見について市長等は最大限尊重し、予算及び政策へ反映させる努力義務があることについて定めています。

【解説】

市長等が執行する事務に対し監視及び評価を議会が行うことを踏まえ、議員相互の十分な議論を尽くした上で合意形成された意見を市長へ提出します。それを受け、市長等は最大限尊重するよう求めるものです。

第5章 議会力及び議員力の強化

(自由討議の保障)

第19条 議会は、言論の府であることを認識し、政策及び課題に対して合意形成を図るため、議員相互間の自由討議を保障するものとする。

【趣旨】

本条は、議員相互間の自由討議を活発に行い、議会として合意形成を図ることについて定めています。

【解説】

議会は、議員間における自由かつ充実した討議を保障することを規定しています。自由討議を保障することで、議員間において多様な議論を重ね、議会としての共通認識の醸成、合意形成を構築します。

(予算の確保)

第 20 条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議決機関としての権能を自覚するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、議会関係の予算の確保について定めています。

【解説】

議会は、条例の制定その他地方公共団体の行政運営について審議し、決定する権能を有しています。議案の審査や調査、研究に要する経費など、その職責を果たすために必要な予算の確保に努めるものです。

(政務活動費)

第 21 条 会派及び議員は、政策立案、調査研究その他活動に資するため、法第 100 条第 14 項に規定する政務活動費を厳正かつ適切に活用するものとする。

2 会派及び議員は、政務活動費の使途の公正性及び透明性を確保し、市民に対して使途の説明責任を負うものとする。

3 会派及び議員は、政務活動費による活動状況を公開しなければならない。

【趣旨】

本条は、政務活動費の厳正な活用や使途の透明性を確保することについて定めています。

【解説】

○第 1 項 政務活動費は、調査研究その他活動に資するために支給されるもので、厳正かつ適正に活用されなければなりません。

○第 2 項 会派及び議員は、政務活動費が税金を原資としていることを踏まえ、その適正な使用について市民へ説明責任を果たす必要があることから、収支報告書等の公開を義務付けたものです。具体的には、会派及び議員は、収支報告書、視察等の調査報告書、領収書等の写しを議会図書室、市議会ホームページで公開するなど、その使途についての透明性を確保するものです。

○第 3 項 会派及び議員は、政務活動費を使用した活動について公開します。

【参考】

※地方自治法第 100 条第 14 項

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

(政策立案及び提言)

第 22 条 議会は、政策立案能力の強化に努め、市民の立場から、条例の提案、議案の修正及び決議等の政策提案を行うとともに、市長等に対し、政策提言を行うものとする。
2 議員が予算を伴う条例案を提案するときは、あらかじめ市長と協議するものとする。

【趣旨】

本条は、議会として合意形成を図り、政策立案及び提言に向け取り組むことを定めています。

【解説】

- 第 1 項 議会は、本条例第 3 条第 3 号、第 6 条第 2 項、第 9 条第 3 項、第 11 条、第 21 条第 1 項及び第 30 条に規定していることについて、具現化し行動します。
- 第 2 項 議員は、政策提案及び政策提言を実現するため、当該提案等に予算が伴う場合は、予算措置が講じられるよう事前に市長と協議をします。

【用語】

※政策提案

条例の提案、決議、宣言など市政に関する提案をいいます。

※政策提言

市長から提案された政策等について、議会としての考えや意見を述べたり、書面を市長へ提出したりすることです。

(調査機関の設置)

第 23 条 議会は、議会活動及び政策の重要案件に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により市民、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

【趣旨】

本条は、議会が調査機関を設置することについて定めています。

【解説】

- 市が行う事務の範囲は広範であり、高度化かつ複雑化しています。このため、議会が議案の審査や事務に関する調査を行うためには、必要に応じて専門家の知見を参考にして審議を行うことが有効です。
- すでになべ市議会会議規則では、学識経験者や利害関係人の意見を聴取する公聴会や参考人の制度は規定していますが（いなべ市議会会議規則第 9 節「公聴会、参考人」）、平成 18 年の地方自治法改正により、議会が学識経験者等に専門的事項に係る調査をさせることができる「専門的知見の活用」の制度が設けられました（地方自治法第 100 条の 2）。

○ この制度では、個人だけでなく団体に知見を求めたり、複数の専門家の合議により調査や報告を求めたりすることも可能と解されます。

そこで、議会が議案の審査や市の事務の調査を行う際に、必要に応じて、本条に基づき調査機関を設置することができることとし、当該機関に対し、「専門的知見の活用」の制度による調査や報告を求めることができるようにします。

○ 議会は、審査、調査を依頼した以上、調査機関の調査結果や報告は最大限尊重すべきですが、あくまでも審査、調査の判断材料として活用するもので、その結果に拘束されるものではなく、議会は、結果を受け十分に議論を尽くし、最終的な判断を行います。

【参考】

※地方自治法第 100 条の 2

普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる。

(情報通信技術の積極的活用)

第 24 条 議会は、議会力及び議員力の強化を図るため、情報通信技術（ICT）を積極的に活用するものとする。

【趣旨】

本条は、情報通信技術（ICT）の活用について定めています。

【解説】

情報通信技術（ICT）を積極的に活用することにより、議会機能及び議員の資質の強化を図るものです。

【用語】

※議会力

議会の権限を最大限に発揮できるよう、議会としてその役割を認識し、資質向上を図ることです。

※議員力

議員の責務を認識し、議員個々の資質向上を図ることです。

※議会力及び議員力の強化

議員個々が資質向上を図るとともに、合議体である議会が有する権限を最大限に発揮するよう強化を図ることです。

第6章 議会運営及び体制整備

(議会運営の原則)

第25条 議会は、市民に開かれた議会運営を行うものとする。

- 2 議会は、合議制の機関として、民主的かつ効率的な運営を行うものとする。
- 3 議会は、言論の府として議員の発言を保障し、積極的に議員間相互の活発な議論が行われるよう努めるものとする。
- 4 議会は、政策を提言する機能を十分に発揮するため、議会組織の柔軟な活用に努めるものとする。
- 5 議会は、自らの改革に継続的に取り組むものとする。

【趣旨】

本条は、市民に開かれた議会運営を行うための基本事項について定めています。

【解説】

- 第1項 市民に積極的に情報を公開し、分かりやすい議会運営を行います。
- 第2項 市民の代表である議員で構成された議会は、市民の多様な意見を尊重し、意見集約から討議、議決までの運営を円滑に進めます。
- 第3項 第2項を踏まえ、委員会において積極的に議員間相互の活発な議論を進めます。
- 第4項 常任委員会や特別委員会などの機能を活用し、市政の課題、問題を解決すべく取り組みます。
- 第5項 常に、自らの活動を省みて、改革すべき事項については速やかに取り組みます。

(委員会)

第26条 議会における法第109条に規定する委員会（以下「委員会」という。）は、それぞれの目的に応じ、事案の専門性、特性を考慮の上、適切に設置するとともに、その機能が十分に発揮されるよう運営するものとする。

- 2 委員会は、審査、調査及び研究に当たり、市民に分かりやすい議論を行うように努めるものとする。
- 3 委員会は、議会の閉会中においても、市民等との情報共有及び意見の聴取のため、必要に応じて意見の交換及び収集を行うものとする。

【趣旨】

本条は、議会の委員会について、基本的事項を定めています。

【解説】

- 第1項 常任委員会及び特別委員会等の運営について、その目的や事案の専門性、特性に応じ

た委員会を設置することとしています。

- 第2項 委員会で審査、調査及び研究を行うに当たり、市民に分かりやすい議論を行うこととしています。
- 第3項 議会の閉会中も、その委員会が所管する事項について調査、研究を進めるため、市民からの意見聴取、市民との意見交換、現地調査を行い活動します。

【用語】

※議会の閉会中

いなべ市議会の定例会の回数を定める条例では、年4回の定例会（3月、6月、9月、12月）を定めています。この定例会の開会から閉会までを「会期中」又は「議会の開会中」といい、それ以外の期間を「議会の閉会中」といいます。

【参考】

※地方自治法第109条（第1項から第4項まで抜粋）

普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

- ② 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。
- ③ 議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。
 - 一 議会の運営に関する事項
 - 二 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 - 三 議長の諮問に関する事項
- ④ 特別委員会は、議会の議決により付議された事件を審査する。

(議長及び副議長)

第 27 条 議長は、議会全体の代表者として、中立性及び公平性を確保して職務を行わなければならない。

2 議長は、議場の秩序を保持し、議事の整理に努め、及び議会の事務をつかさどる。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、前 2 項の規定に基づき議長の職務を行うものとする。

【趣旨】

本条は、議長及び副議長の基本事項について定めています。

【解説】

○第 1 項 議長は、議会の代表者として中立性及び公平性を確保して職務を行います。

○第 2 項 地方自治法第 104 条のとおり、議長はその職責を果たします。

○第 3 項 地方自治法第 106 条では、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行うこととなっています。副議長は、同条第 1 項と第 2 項の規定に基づき、職責を果たします。

【参考】

※地方自治法第 104 条

普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。

※地方自治法第 106 条

普通地方公共団体の議会の議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う。

② 議長及び副議長とともに事故があるときは、仮議長を選挙し、議長の職務を行わせる。

③ 議会は、仮議長の選任を議長に委任することができる。

(議会図書室)

第 28 条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室の充実に努めるものとする。

2 議会図書室は、議員のみならず、誰もが利用できるものとする。

【趣旨】

本条は、議会図書室の充実について定めています。

【解説】

○第 1 項 議員の調査、研究に資するため、議会図書室の図書、資料等の充実に努めます。

○第 2 項 議会図書室は地方自治法第 100 条第 20 項で、議会図書室の一般の利用について定められています。市民に開かれた議会とするため、誰もが利用できるものとしします。

【参考】

※地方自治法第 100 条第 19 項

議会は、議員の調査研究に資するため、図書室を附置し前二項の規定により送付を受けた官報、公報及び刊行物を保管して置かなければならない。

※地方自治法第 100 条第 20 項

前項の図書室は、一般にこれを利用させることができる。

(研修の充実)

第 29 条 議会は、この条例の理念に基づき、議員の政策形成能力、立案能力及び資質の向上を図るため、議員研修の充実及び強化を図るものとする。

【趣旨】

本条は、議員研修の充実について定めています。

【解説】

議会として政策立案及び政策提言、議員の資質向上を図る目的として、研修機会の充実と議会として研修を実施します。

(議会事務局)

第 30 条 議会は、政策立案能力及び政策提言能力を高めるため、議会事務局の機能強化及び組織体制の充実を図るものとする。

2 議会事務局の職員は、常に議会の活性化、充実及び発展を心がけ、職務に専念するものとする。

【趣旨】

本条は、議会事務局の機能強化と体制整備について定めています。

【解説】

○議会活動を補助する議会事務局の体制整備について定めています。

○第 1 項 議会の政策立案能力の向上や議会活動を円滑かつ効率的に進めるためには、その活動を補助する議会事務局の調査、政策法務機能の充実を図り、体制を強化することが必要です。

○第 2 項 議会事務局職員が、議会活動を補助する立場であることを念頭に置き、職務に専念するものとしています。

第 7 章 倫理、身分及び待遇

(政治倫理)

第 31 条 議員は、市民の代表として、議会の権能と責務を深く自覚し、高い倫理観を保持し、その使命の達成に努めなければならない。

【趣旨】

本条は、政治倫理の基本的な考えについて定めています。

【解説】

○ 議員は、市民の代表としての高い倫理観が求められていることから、議員としての自覚と職責を果たすため、市民の代表としての品位を保つよう努めるものです。

○ 議員の政治倫理に関することは、いなべ市議会政治倫理規程を策定しています。

(議員定数)

第 32 条 議員定数は、効率的な議会運営の視点からだけでなく、市民の意思を市政に十分に反映させることが可能となるように定められなければならない。

2 議員又は委員会が議員定数を改正しようとする場合は、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題及び将来の展望を考慮するとともに、参考人制度及び公聴会制度を活用するものとする。

【解説】

本条は、議員定数を定めるに当たっての基本的な考えについて定めています。

【解説】

○第1項 議員定数は、効率的かつ能率的な議会運営を図るためだけに考えるのではなく、広く市民の声を反映できるようにします。

○第2項 議員定数を改正しようとするときは、行財政改革という視点だけでなく、議会活動の実態、市政の現状や課題、人口の推移など多面的な視点を考慮するとともに、参考人、公聴会制度を活用し、広く意見を取り入れ検討します。

【参考】

※いなべ市議会議員定数条例（平成 26 年 9 月改正）

いなべ市議会議員の定数は、18 人とする。

※地方自治法第 91 条（抜粋）

市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

② 前項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。

(議員報酬)

第 33 条 議員報酬は、市民の負託に応える議員活動への対価であることを基本とし、定められなければならない。

2 議員又は委員会が議員報酬を改正しようとする場合は、行財政改革の視点だけではなく、社会経済情勢及び市の財政状況を考慮するとともに参考人制度及び公聴会制度を活用するものとする。

【趣旨】

本条は、議員報酬を定めるに当たっての基本的な考え方について定めています。

【解説】

○第1項 議員は、自らが果たすべき役割や責任を認識し、市民の福祉の増進及び市政の発展に全力で取り組むための対価として、議員報酬を定めます。

○第2項 議員報酬を改正しようとするときは、行財政改革という視点だけではなく、議会活動の実態、市政の現状や課題、人口の推移など多面的な視点を考慮するとともに、参考人、公聴会制度を活用し、広く意見を取り入れ検討します。

【参考】

※いなべ市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（抜粋）

第 1 条 議会の議長、副議長及び議員に支給する議員報酬は、次のとおりとする。

議 長 月額 495,000 円

副議長 月額 420,000 円

議 員 月額 390,000 円

第 8 章 最高規範性、見直し手続等

(最高規範性)

第 34 条 この条例は、議会における最高規範である。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、任期開始の日以後速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。

【趣旨】

本条は、本条例がいなべ市議会の最高規範であることを定めています。

【解説】

○第1項 本条例がいなべ市議会における最高規範であることを明らかにしています。

○第2項 議会の最高規範である本条例を議会として全うするため、任期開始後速やかに本条例に関する研修を行い、議員の意識醸成を図ります。

(検証及び見直し手続)

第 35 条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうか、特別委員会において年 1 回検証するものとする。

2 議会は、前項の検証の結果、議会に関する条例、規則等の改正が必要と認められる場合は、特別委員会において適切な措置を講じるものとする。

3 議会は、この条例を改正しようとする場合は、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

【趣旨】

本条は、本条例の検証及び見直し手続について定めています。

【解説】

○第1項 議会は、この条例の目的が達成されているかどうか、検証を行うための特別委員会を設置し、年1回、自らの活動等について検証するものとします。

○第2項 検証の結果、見直すべき事項がある場合、特別委員会で協議し、措置を講ずるよう議長へ答申します。

○第3項 本条例を改正しようとする場合は、その理由及び背景が市民に伝わるように、本会議で詳しく説明します。

(他の条例との関係)

第 36 条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃する場合には、この条例との整合を図るものとする。

【趣旨】

本条は、議会に関する他の条例と本条例との関係について定めています。

【解説】

○ 本条例が議会の最高規範であることから、議会に関する他の条例、規則等の制定や改廃を行うおうとするときは、本条例との整合を図ります。

(委任)

第 37 条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が議会に諮って別に定める。

【趣旨・解説】

本条は、本条例で規定された事項以外に施行運用上必要な事項について、議長が議会に諮って別途定めることを定めています。

その場合、本条例の主旨を十分に考慮し、整合のとれた規則、要綱、要領を必要に応じ定めま

す。